

## 生産段階

インターネットで生産履歴を公開

### 子牛生産農場

- ・耳標の装着
- ・出生の届出（生年月日・牛の種別など）
- ・転出の届出（転出年月日など）
- ・死亡の届出（死亡年月日など）

### 育成・肥育農場など

- ・転入の届出（転入年月日など）
- ・転出の届出（転出年月日など）
- ・死亡の届出（死亡年月日など）

### と畜者

- ・とさつの届出（とさつ年月日など）
- ・個体識別番号の表示
- ・引渡し記録とその保存

## 流通段階

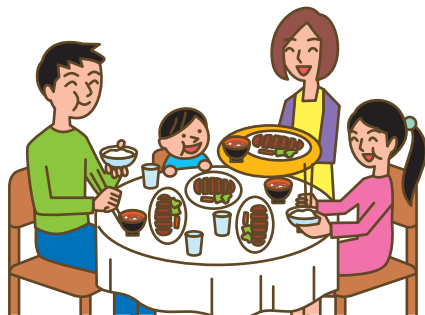
### 卸売業者

- ・個体識別番号の表示
- ・仕入れ・販売の記録とその保存

### 小売店・特定料理提供業者

- ・個体識別番号の表示
- ・仕入れの記録とその保存

### 消費者



**Q** 耳標が外れてしまいました。どうしたらいいですか。

**A** 至急、(独)家畜改良センターへ耳標の再発行請求を行い、耳標を再入手し、牛に再装着してください。耳標の再発行請求は、電話、パソコン等で行えます。  
電話（音声応答システム）：**186-0037-80-1777**（専用ダイヤル）  
**186-0248-48-0594**（携帯、IP電話の場合）  
パソコン（パソコン用Webサイト）：  
<https://www.id.nlbc.go.jp>  
連絡先：(独)家畜改良センター個体識別部 ☎0248-48-0596

**Q** 耳標が取れてなくなりましたが、牛の血統書はあるので譲渡してもいいですか。

**A** 両耳に耳標がつけられていない牛は譲渡できません。耳標がとれた場合は、至急、(独)家畜改良センターへ耳標の再発行請求を行い、耳標を再入手してください。  
電話（音声応答システム）：**186-0037-80-1777**（専用ダイヤル）  
**186-0248-48-0594**（携帯、IP電話の場合）  
パソコン（パソコン用Webサイト）：  
<https://www.id.nlbc.go.jp>

**Q** 内容を間違えて出生・異動の届出を行ってしまった場合、どのように訂正すればいいですか。

**A** 牛の管理者が自ら届出を行った内容の修正請求は、「牛個体識別全国データベース修正請求書」に必要事項を記入し(独)家畜改良センター個体識別部に郵送するか、パソコン（パソコン用Webサイト）で修正請求してください。届出を行った管理者以外の者による修正請求は、「牛個体識別全国データベース修正請求書」に加え、子牛登記証明書（コピー）などの証拠書類を添付し郵送してください。  
送付先：**〒961-8511 (独)家畜改良センター個体識別部**  
パソコン(パソコン用Webサイト)：<https://www.id.nlbc.go.jp>  
詳しくは、(独)家畜改良センターホームページ→牛の個体識別情報検索サービス→届出内容の修正をご覧ください。

### お問い合わせ先

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課……………☎03-3502-8111(内線4548)  
地方農政局消費・安全部畜水産安全管理課  
東北……………☎022-745-9384  
関東……………☎048-740-5066  
北陸……………☎076-232-4106  
東海……………☎052-212-5680  
近畿……………☎075-414-9000  
中国四国……………☎086-224-4511 (内線2350)  
九州……………☎096-211-9111 (内線4384・4264)  
北海道農政事務所消費・安全部畜水産安全管理課……………☎011-330-8816  
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課……………☎098-866-1672

# 牛トレーサビリティ制度

## 酪農家 肉用牛農家の 皆様へ

BSEのまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進しています。

農林水産省

## 牛が生まれたとき

### 個体識別 耳標の装着

両耳に 正面向きに  
耳の真ん中に



### 出生の届出

耳標が両耳に装着されていない牛の  
取引は法律で禁じられています。

- ・自分の農家コード番号
- ・子牛に装着した耳標の番号
- ・生年月日 ・雌雄の別
- ・母牛の個体識別番号
- ・牛の種別

## 牛を譲り渡したとき【転出】

## 牛を譲り受けたとき【転入】

### 異動の届出

- ・自分の農家コード番号
- ・牛の個体識別番号
- ・異動内容（転入又は転出）
- ・異動（転入又は転出）日
- ・相手先の農家コード番号  
（または、農協・家畜市場、  
家畜商等のコード番号）

## 牛が死亡したとき

### 死亡の届出

- ・自分の農家コード番号
- ・牛の個体識別番号
- ・死亡の年月日
- ・相手先（処分先）のコード番号

## 届出方法

「出生」や「異動」の届出は

パソコン

電話（音声応答システム）

が簡単・確実です！

・FAXのような送信エラーの心配がありません。

・届出当日に届出内容がデータベースに反映されます。  
パソコン（パソコン用webサイト）では、データベースに記録されて  
いるあなたの農場のすべての牛のリストをみることができます。

### インターネット報告の手順

パソコンからは <https://www.id.nlbc.go.jp> にアクセス  
→「届出Webシステム」へ！

### 電話（音声応答システム）の手順

〈届出先の電話番号〉

☎ 固定電話から **186-0037-80-1777**

☎ 携帯電話（PHS等含む）から **186-0248-48-0594**

→音声ガイドにしたがって操作を行ってください。

※電話回線の種類についてのご注意

電話（音声応答システム）をご利用の際は、  
電話機をトーン信号発生可能な状態に切り替えてください。

・届出は、できる限り速やかに、また間違いのないよう行いましょう！  
届出が遅れると、牛の取引、耳標の配付等に支障をきたします！

耳標が脱落したとき⇒速やかに再発行の手続きを行い、再装着してください。